

昭和六十年三月十五日 印刷
昭和六十年三月二十日 発行

八幡大学論集

第35巻 第4号 (通巻 第90号)

1985年 3 月

論 説

- 会社法人格の特権とその限界(完)……………後 藤 巖
イギリス労働法における“Law against Unfair
Dismissal”の展開についての一考察(完)……………後 藤 勝 喜
高度情報化社会と経営診断……………合 力 栄
消費型付加価値税と消費者負担論……………内 山 昭
差額地代論の一前提……………松 嶋 孝 雄
——等資本等面積の前提をめぐって——

研 究 ノ ー ト

- Bertrand Russell の思想に関する覚え書き……………秋 山 安 永
ドイツにおける改正有限責任会社法……………梶 山 純
官営八幡製鉄所草創期における労働関係の資料的研究(二)…大 里 仁 士
産業遺跡の保存と産業・企業史……………清 水 憲 一
——The Ironbridge Gorge Museum と産業革命期の
コールブルクデイル製鉄所—— (8)

八幡大学論集目録 (第31巻第1号～第35巻第4号)

八 幡 大 学 法 経 学 会

会社法人格の特権とその限界(三)完

後 藤

巖

はしがき

- (一) 法人の権利能力の独立性
- (二) 法人財産における株主の利益の性質
- (三) 個人の権利から独立した法人の訴権
- (四) 課税における法人格の特権
- (五) 法人格の特権における限界
- (六) 法人と支配株主事務の混同
- (七) 会社財産の株主による譲渡
- (八) 単独株主による会社財産遺贈の効果
- (九) 会社を拘束する株主の契約及び不法行為責任
- (十) 法人の契約並びに不法行為に対する株主の責任
- (十一) 一人会社
- (十二) 破産または解散における支配株主の会社に対する前貸金に関する権利
- (十三) 契約と債務の免脱
- (十四) 法人に対する詐欺的財産譲渡（以上三五卷一号）
- (十五) 制定法の回避
- (十六) 会社債権者の請求権に対する株主または、子会社の請求権の相殺

- (ロ) 親会社または、持株会社、子会社及び関連会社の定義
- (ハ) 子会社及び関連会社の効用と機能
- (ニ) 子会社または、関連会社の不法行為責任及び契約責任に対する支配会社の責任の理論及び根拠
- (ホ) 子会社の契約における親会社の責任
- (ヘ) 子会社の不法行為に対する親会社の責任
- (ニ) 支配不能子会社に対する親会社の債権の証拠と従属性
- (ロ) 地域子会社を通じての外国法人についての管轄と訴状送達
- (ロ) 子会社または、関連会社の支配の濫用（以上三五卷二号）
- (ロ) 持株会社及び子会社のための制定法適用

むすび

(三) 持株会社及び子会社のための制定法の適用

子会社は、制定法を免脱するために親会社によって利用されるものではない。

関連及び子会社は、屢々有用にして合理的目的に奉仕する一方また、逃げ道としてまたは、制定法上の制限及び立法をのがれる手段として存在して来た。解釈上の問題は、法律を異った状況のもとに支配会社及び子会社に適用する場合に関して種々の制定法の規定のもとに発生する。かようにして、労働関係法は、当該法律のもとにおける雇用主の言葉の定義の範囲内のものとして、全体的に支配する子会社の労働者の団結を妨害するものとして親会社に適用されている。

盛んな濫用が、投機のための証券関連会社の銀行による使用によって一九二七年から一九二九年の間に発生した。一九三三年国立及び連邦準備制度のメンバー銀行は、株式及び証券の取引並びに、引受のため、子会社

及び関連会社を使用することを制限された。銀行における株主の二重責任 (the double liability of shareholders) による債権者のための保護は銀行の持株会社の工夫によって破られないことになったのである。この二重責任は、目的が債権者のためこの制定法上の責任をのがれるためであるとき、二重責任の銀行株式を持つことによってのみ持株会社の株主に付加されるのである。鉄道会社全株支配の石炭子会社がその石炭を生産コストで鉄道会社に売却したが一九三七年石炭立法 (the Bituminous Coal Act) による所得税免除は否認された。子会社の法人格は、立法の目的がそれによって打ち破られる場合、公益目的で制定された制定法の効果をのがれるため否認されなかった。

税金、鉄道業および公益性に関する法律をのがれることは関連会社または子会社の利用によって完成しうるものではない。いわゆる州際商取引法の商品文言によって、一九〇六年議會は、商品の生産者である運送人による他の荷主に対する差別の傾向を止めることを企図した。この政策は運送営業から商品の生産及び販売を分離することであった。この法律は、運送業者としてその営業に使用する場合を除いて、州際または、外国通商においてそれによってまたは、その権限内であるいはまた、直接間接何等かの利益をもつものによって生産したものは商品を送送することを鉄道会社にとって違法とした。

ユナイテッドステイト対エルジン (United States v. Elgin J. & E. Ry. Co.,) において、合衆国は、U・S ステールによって支配される他の子会社によって生産された鋼鉄を送送することを禁ずることを求める訴を提起した。裁判所は、持株会社が商品に直接間接何等かの利益をもっていること、あるいはまた、子会社の営業に直接干渉したということを示す証拠はないとみたのである。しかし同裁判所は、他のケースにおいて、もし親

会社がその子会社の運営に直接干渉した場合あるいはまた、二つの会社が同一の支配人によって運営された場合、当該制定法は侵害されたと判示した。クレイトン法 (Clayton Act, State. 731 (1914).) によると持株会社による競争会社の支配はその効果が州際通商における競争を本質的に弱め独占を形成するときは明かにこれを禁止するものである。

一九三五年の公共持株会社法第一条は次のことを強張している。この法律の政策は持株会社の一定の明かな濫用を除去しそれから起る問題を解決し、持株会社組織の単純化を図り、不必要な財産及び持株会社を除去することであるとするのである。このことは一定の有用財産及び会社の集中と排除を命じているところの証券取引委員会の管理のもとに行われている。この法律 (USCA) 一一條B項は次のことを規定しているすなわち、実行可能ながきり、単一公共企業体のため持株会社制度の機能を制定するに必要なものを発見する活動を要求しているのである。そして告知と聴取の後、持株会社組織による段階を検査し命令を出すこと、会社の構造または、その制度内の何れかの会社の継続的存在が不当にその構造を複雑にし、その組織の証券所持人間に議決権不正行使のないことを確認することは証券取引委員会の義務であるとされるところである。委員会は双方の登記済持株会社が各自の持株会社であるところの子会社の子会社について持株会社であることをやめることを求める。この条項は、四階建構造の存在を禁ずるものである、すなわち、それは会社の三層以上の存在を許さないのである。例えば、頂上を機能する会社の上に二つの持株会社を禁ずるのであり曾孫会社 (great-grandfather relationship) と呼ばれるものの除去を命ずるものである。組織の地理的集中と、組織における不必要な持株会社の解散を要求している所謂死文条項とされるこの規定は最近合憲と判断され次第に強化されてきている。証券取引委員会は、

何が持株会社であり何が子会社であるか、あるいはまた、何れの持株会社の関連会社か、または、この規定に服する子会社であるかを決定する権限を有する。この法律は、州際通商における電気または、ガス供給持株会社とその子会社にのみ適用されている。それは彼等の財政の実際を規整する広範囲の規定を含んでいる。州公共委員会は、もし公共性がみられない場合は、軌道鉄道会社とその会社を支配する関連会社間の支配契約取消権限が与えられているのである。

注(1) Ballantine op. cit., p. 329

む す び

営利社団法人たる会社の法人格の独立性の意義は、社団法人の性質上、会社の権利能力は、その構成員である株主より独立分離したものであり、自然人と異なりその性質、法令及び目的による制限に服するものである。

会社は、その権利能力の範囲に属する権利義務をその名において享有し行為する法律上の地位を有するものである。したがって会社の権利能力の独立性は法律上保障されたものであり、その構成員の増減変更に関係なく、みずから「独立の一体」として、取引関係における法律上の単位となるのであり、会社代表者の行為は会社自体の行為とみられ、社員の出資にもとづく会社財産は会社自体の財産とみなされその資本を構成するものであり、その行動によって逐行される一定の目的は、会社そのものの目的としての活動を意味することになるのである。かように会社は経済生活の裡に独立した活動を営なみ個人の力をはるかに凌駕した力を発揮し、個人の力をもってしては達成することを得ない活動を逐行するものである。

かかる法人格の特権も、社会経済的需要を法的に充足するものである。したがって、これが詐欺、その他不法の目的のため利用され、または、主張されるときはこれを防止する必要を生ずるものであり、会社法人格の特権は法律上の制限に服するものとなる。如何なる場合かゝる要求が論じられなければならないか、その概要を一学者の主張を追ってみたのであるが、他方わが国においても、法人格否認としての議論は早くからみられていたわけである、とりわけ、判例法としてその理論的承認を得た上述昭和四十四年二月二十七日最高裁判所第一小法廷判決以後これがリーディングケースとしてその多くの会社訴訟において、衡平な理論として適用されるところとなり現在にいたっておる結果¹⁾、こゝにわが国におけるこの理論についての学説判例を概観して本論の結びとするものである。そこでまず、昭和四十二年の最高裁判所第二小法廷の判決理由を概観するに判決理由は次の如くいつている。

およそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし、およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであって、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行なわれるものである。従って、法人格が全くの形骸にすぎない場合、または、それが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである。そして、この点に関し、株式会社については、特に次の場合が考慮されなければならないのである。

思うに、株式会社は準則主義によって容易に設立され得、かつ、いわゆる一人会社すら可能であるため、株式会社形態がいわば単なる藁人形に過ぎず、会社即個人であり、個人即会社であって、その実質が全く個人企業と認められるが如き場合を生じるのであって、このような場合、これと取引する相手方としては、その取引がはたして会社となされたか、また個人となされたか判然しないことすら多く、相手方の保護を必要とするのである。ここにおいて次のことが認められる。すなわち、このような場合、会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要を生じるときは、会社名義でなされた取引であっても、相手方は会社という法人格を否認して恰も法人格のないと同様、その取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することを得、そして、また、個人名義でなされた行為であっても、相手方は敢て商法五〇四条を俟つまでもなく、直ちにその行為を会社の行為であると認め得るのである。ただし、このように解しなければ、個人が株式会社形態を利用することによって、いわれなく相手方の利益が害される虞があるからである。⁽²⁾として事案の解決に当たっているのである。

この最高裁第一小法廷判決は全員一致によるものであり、その担当裁判官の一人である松田二郎判事は次の如くいつている。

法人格否認の法理を適用した下級審は、既に若干あったが、学会の大勢は消極的であったといえる。しかるに、最高裁のこの判決は正面からこの法理を採用した最初のものであり、法人格という壁を貫いてその背後の実体に迫り得る途を拓いたものとして、今後、裁判上影響するところは大きいといえよう。これは、判決の創造的作用を示す一例である。もっとも、この判決のいうところの法人格否認は、法人格が「全くの形骸にすぎない

場合」と「法律の適用を回避するために濫用される場合」についてであり、その具体的適用は、今後の判例の積み重ねに期待するものである。なお、注意すべきは法人格否認の法理は一般条項的のものであり、その適用は慎重たるべきことであるとし、さらに、私が、いささかこの法理についての関心の経過を述べたのは、年来の主張が判決上認められたことに感慨なきを得ないとともに、「飛躍」などと評されたこの判決も、決して一時の思付によるのでないことを明らかにしておきたからである、⁽³⁾としていたのである。

さらに、本理論の先駆的主張者でもある本件担当判事の一人である大隅健一郎博士は、本件について、その補説において、本判決は、いわゆる法人格否認の法理を正面からとりあげ、これによって問題の解決をはかった最初の最高裁判例として、重要な意義を有するとして次のように述べている。

株式会社は株主とは別個独立の法人である。法人の本質について種々の見解があるが、法人格を与えられる実体である社団すなわち人の団体は、意味の理解により認識されうる社会的実在であるけれども、法人格そのものは、かかる人の団体を法律上あたかも自然人と同様の権利主体として取り扱おうとする法技術であって、法の仮設物ないし擬制であるといえる。そしてこのような擬制が認められるのは、そうすることが公共の便益に役立ち社会的に価値があるからにはかならないのであって、もし法人格がこれを認める理由と政策とを逸脱して利用されるならば、それは裁判所によって否認されなければならないとするのが法人格否認の法理の基本的な考え方であるとし、この法理の中心的な課題は、どのような事情がある場合に、どのように法人格の否認が行なわれるか、ということである。本判決は、法人格の否認がなされるべき場合として、法人格が全くの形骸にすぎない場合、および、法人格が法律の適用を回避するために濫用される場合、の二つをあげている。しかし、法人格の否

認がなさるべき場合をこの二つに限定する趣旨と解すべきではなく、これ以外にも右の法理により解決するのを適当とする場合があるならば、それを妨げる理由はないであろう。本件も法人格が全くの形骸にすぎない場合に属するが、そのほかにいかなる場合がこれに当るかは、今後における判例の積重ねによって明らかにされるのを待つほかないであろうが、会社における支配的株主が会社事業および会社財産を自己個人のもののごとく取り扱い、会社の業務と株主個人の業務とが混同されて、株主みずから個人と会社との分離を否定している場合には、法もまた、債権者の保護のため必要であるかぎり、個人と会社との分離を否認すべきである、というアメリカの判例のことは、参考に値いするであろう。

わが国における株式会社の数はい百万個を越えているが、そのうちの多くは、実質は全くの個人企業にすぎないものがただ税金対策・経営政策等の見地から名目的に株式会社の形式をとっている、いわゆる法人成りの会社であるといっても過言でない。かかる会社にあつては、その本店は株主個人の住所と同一であり、会社の会計は株主個人の家計と明確には区別されておらず、取引についても、その取引をしている者自身で、会社のための取引なのか自分個人の取引なのか、はっきり意識していない場合が少なくない。かような場合には、取引の相手方から株主個人が請求を受ければ、それは会社の取引ゆえ株主個人に責任はないと主張し、会社が請求を受ければ、株主個人の取引ゆえ会社に責任はないと主張して、株主と会社との人格の異別が責任免脱の口実に利用されることも稀ではない。このような場合に、取引の相手方が、会社という法人格を否認して、会社名義でなされた取引であっても、その背後にある個人をとらえてその責任を追求し、反対に、個人名義でなされた取引であっても、直ちにこれを会社の行為と認めてその責任を追求することを認めるのが、法人格否認の法理である。もちろん、法人

格否認の法理が働くべき場面は右の場合に限られるわけではなく広汎にわたるが、これによっても、この法理が今後わが国において極めて重要な役割を果たすであろうことは、想像にかたくないであろう。ただし、法人格否認の法理は一般条項的なものであるから、実定法の規定により解決の途が見出しがたい場合に用いられるべきであって、その適用について慎重でなければならない。

なお、本判決は、法人格否認の法理が適用さるべき場合においても、訴訟上の既判力については別個の考察を要し、会社の背後者たる個人が敗訴の判決を受けても、その判決の効力は会社には及ばないものとしている。従来の訴訟法の理論からすれば、これは避けがたい帰結かも知れないが、これでは折角法人格否認の法理を認めても画竜点睛を欠く憾みなきをえないのであって、考慮の余地があるのではなからうか。と付言しているのである。

また、この法理につき、資本主義体制下の私企業は、今日、多く法人形態をとる。法人組織をとる私企業は、現在わが国では、その国富の半分を保有しているといわれる。この法人形態の企業は、近代資本主義の萌芽の時期から、徐々に、資本の集中および信用力の創出の要請に答えるため種々の段階をへて成立したものであり、その窮極的な形態は、抛出された資本は第三者によって運営・管理され、企業の損益も直接出資者に帰属しない、実質的にも法的にも社員から独立した存在である株式会社である。しかし無機能資本の集中形態としての典型的な株式会社・法人企業が存在する反面、法的には最も完全な法人形態をとりながらも実は共同企業ですらない私企業が、今日の取引社会に氾濫するに至った。すなわち、一方の極として、主に節税目的から個人企業が法人成りした小規模株式会社が現われ、他方では、競争制限目的で、あるいは企業組織の合理化を目的に大規模な

企業結合が生まれ、それは最終的には、法的には独立し経済的には一体であると称されるコンツェルン形態の結合に至る。コンツェルンの従属会社は、独自の意思や利益をもつことなく支配企業に従属し、その結果、従属会社の会社債権者・少数派株主の利益は、支配企業の利益の前に犠牲になる。また企業結合が成立する過程では、継続的取引関係の処理者、複雑な法律問題も生ずる。アメリカ、ドイツにおいても、小規模個人会社あるいは結合企業から生ずる法律問題に関し、会社解散命令、会社設立無効・取消の制度等とは別に、ある特定の法律関係についてのみ、第三者との関係で会社と社員（親会社）をその支配・利益の一体性に鑑みて同一人格とみなし、実体と法形式のズレから生ずる不衡平を調整する法理、すなわち「法人格否認の法理」が生まれた。わが国においても、戦後のわが国における閉鎖的小規模会社の氾濫、そしてわが国法制度の結合企業規制の不備に鑑み、戦後の早い時期から、比較法的研究を基礎に、法人格否認の法理の導入が主張された。やがてその法理を適用する若干の下級審判例も現れた。しかし実務・学説の大勢は、一般条項であるその法理の適用には慎重な態度をとってきた。その抑制的姿勢を一挙に覆したのが、昭和四四年二月二七日の最高裁判所第一小法廷の判決である。その判決は、学界の少数説必ずしも「裁判所」の少数説でないことを実証した。そしてその後下級審に、この法理を適用するものが堰を切ったように現われるに至り、学説も一転して今日では法理の適用可能性は承認し、その法理の内容の具体化のみを期待するに至った⁵⁾旨を問題提起の嚆矢として「法人格否認論の形式とその法構造」と題して、比較法的に四五〇頁に及ぶ詳細な論述をなしたのは江頭憲治郎助教教授である。その結章において、アメリカおよびドイツにおいては、法人格否認の法理は、判例法のうちに自然発生的に現われたものであること、法人格否認論は、結局、現在の取引社会に氾濫する、小規模閉鎖会社または結合企業をめぐって生ずる法律問題を

解決するための、一つの法的テクニックにすぎず「一般条項」として、その法理の硬直化を避けながら、その法理の有用性を検討していかねばならないものであることをことわり、その成果として、第一に、法人格否認の法用として従来一括されるもののうちで、会社法固有の利益衡量に基づく問題と、それ以外のいわば一般私法的な問題は区別すべきこと、第二に、小規模個人会社に特有な利害情況と、結合企業に特有な利害情況というものを、できるかぎり明確に対比すること、また結合企業内部であっても、支配企業と従属会社・姉妹会社では、取り扱いに相違のある点を指摘したこと、第三に、法人格否認論の適用には確定した構成要件がある、という思考は払拭したうえで、そのような、法人格否認論という「一般条項」の援用の必要性が生ずるのはいかなる場合か、そして、その必要性がないのであれば、その規制は、わが国の本来の法構造からして、いかなる法律構成によってなされるべきなのか、を明らかにしたこと、第四に、現在は法人格否認の法理で解決せざるをえないものであっても、そのうち、今後の立法の進展をも含めた法の継続的形成の中に取りこまれていかねばならない部分と、*ad hoc* なその場かぎりの当事者間の利害調整的なものにすぎない部分が存することを強力に指摘しているのである。^(c)

なお、わが国では、法人格否認の実定法上の根拠を、権利濫用禁止に関する民法一条三項に求めるものと、会社の法人性が否定されるか否かは、会社の法人性を定めた商法五四条一項の解釈問題だとするものが有力である⁽⁷⁾として両者が真実争いであるといえるのか否かは疑わしいとしながら前説を支持するとしている。この実定法上の根拠を重視して法人格否認の法理を論じるものがある。

その代表的立場とみられる田中誠二博士の主張をみるに、博士は法人格否認の法理については、アメリカの判例

において認められているこの法理がついに昭和四四年二月二七日の最高裁第一小法廷判決で明白に採用されるようになった。この法理の重要な問題点を三つに分け、この法理のわが国実定法上の根拠についての問題点、この法理の適用の場合についての問題点およびこの法理の適用の効果についての問題点とし、この三つの問題点につき従来の学説の分れている点もしくはその不十分で不明の点につき、論じられ、この法理のわが国実定法上の根拠についての問題は、この法理の適用の場合や適用の効果に大きな影響を及ぼし、解釈上重要な結果を生ずるものであるとして、この法理の実定法上の根拠は民法第一条第三項の権利濫用禁止の規定の類推適用にあると解して、その理由とするところは、第一は、法人格は権利ではないが、一般的権利能力の主体たることを指摘し、権利もしくは利益を享受する能力または資格を有することを意味するから、この資格を社会的目的に反して濫用するのと類似しており権利濫用を禁止する民法第一条第三項の規定は、その規定の目的で類似している法人格濫用の場合に類推適用する十分な理由があると考えられることである。その理由の第二としては実定法がわが国に類似するドイツにおいても、法人格否認の実定法上の根拠は、わが国の民法第一条第三項に該当するドイツ民法第二二六条またはこれに類似する規定であるドイツ民法二四二条（信義誠実の原則を定めわが国民法一条二項に当る）に求めている見解が有力でこれは比較法的に類似性が強いので有力な根拠となると思うとして、商法五四条一項を根拠とする立場及びアメリカの制例法を根拠とする立場を批判している。

さらに、この法理の適用の場合についての問題点としてどのような場合に限定されるかについて法人格否認が認められる場合については、アメリカの判例は広く認め、ドイツ法およびフランス法においては、これよりも狭く解して比較法的考察上、ある程度の差異が認められる。わが国の学説・判例については、広義、中義、狭義の三

説に大別することができる。便宜上中義、広義、狭義の順序でつぎに説くこととする。まず、第一説（中義説）は、昭和四四年二月の最高判の見解であつて、法人格が全く形骸にすぎない場合および法の適用を回避するために法人格が濫用される場合の二つの場合に認めるもの、第二説（広義説）はこれよりも広く認め、上掲の最高判が認める二つの場合以外に、基本的意義を有する社団的法規であつて間接的にもその法規の目的が侵害されることを許されないものの適用に関する場合（第二一〇条と子会社による親会社の株式取得）および当事者が法律的にでなく事実と別人であることを前提とする法規の解釈が問題である場合（不動産の賃借人たる個人企業者がその企業を会社組織とした場合と賃貸借の譲渡または賃借物の転貸）をも認める学説である。第三説（狭義説）は、前掲の最高判の認める二つの場合のうちの法人格の濫用の場合に限って法人格否認を認める見解であるとして、田中博士は第三説を採るものとして次の理由をあげている。法人格否認の実定法上の根拠として、民法第一条第三項の權利濫用禁止の規定の類推適用に求めるのが正當とする点より、その根拠たる民法第一条第三項の規定の類推適用が明白に認められる場合に限られるので、これは法人格の濫用の場合に限られるところである。法人格が全くの形骸にすぎない場合のうちにも法人格の濫用に属すると明白に認められるものは、法人格濫用の理由により、法人格否認法理の適用を受けるに止まる。そして理由の第二として、法人格や実定法上与えられている場合に、これを否認するのは、実定法上と一応認められた制度を否定するのであるから、やむをえない例外と考えられ、その場合は、明白な法的根拠が認められる場合に限定すべきは当然であり、とくに法人格という権利主体の存在を、特定の法律関係についてにせよ、否定するのであるから、その場合は狭く限られるべきことは、当然と考えられることである。その理由の第三は、アメリカ判例で法人格否認の法理が広範囲の適用を認められ

ていることは、一般に法人擬制説が行なわれていることに基づくと考えられ、この法理の名称が時には法人格擬制の否認 (Disregard of corporate fiction) と称されることもあることもこれを示すと思われるが、法人実在説が商法上通説であるわが国では、アメリカ判例のようにこの法理を広く認めるべきではなく、わが国と同様に法人実在説が通説であるドイツやスイス等の学説・判例による方が比較法上正当なことである。その理由の第四としては法人格否認の場合を法人格濫用の場合に限っても、その要件につき主観的要件を不要とする見解をとるかぎり、これにより不都合な結果は生じないのであり、広義説または中義説による以外の場合は、それぞれの当該の法規定の解釈や事実認定によって妥当の解決に達しようと考えられることである。昭和四四年の最高判の事実は、法人格否認法理を持ち出さなくても、商法第五〇四条または事実認定により解決できるのでありこのような個別的規定によりうるかぎり、法人格否認法理のような一般条項によることはさけるべきことは、広く認められていることである。その理由の五として、最高判のように、法人格の濫用の場合以外に法人格が全くの形骸にすぎない場合を認めることは、実質的には個人企業にすぎない会社が著しく多いわが国の実情を考えると、法人格否認法理が適用される場合は著しく増大し、またその範囲は不明のことが多くなり、法の安定性を害するおそれが高く、かえって不都合な結果を生ずることである。その上、法人格が全くの形骸であるとの理由により法人格否認を認めると、これは法人の実体がないことを理由とするから、結局会社の法人としての存在自体までも否定することになり、当該の具体的法律関係についてだけ法人格がないものとして取扱うという法人格否認法理の効果とは異なることになるので、この点からも法人格が全くの形骸にすぎない場合を法人格否認法理の適用範囲に入れないと思う。すなわち、最高判がこの場合をこの法理の適用ある場合としたことは学理上も実際結果

上も正当でないと考えとする。主観的濫用か客観的濫用かについて、客観的濫用説を正当とし、法人格の利用が客観的に社会観念上認容できないことを要しこれをもって足りると解するとしている。

また、博士がこの法理についての第三の問題とする、この法理の適用の効果についての問題点につき、法人格否認法理の適用の効果は、当該の具体的法律関係だけについてその法人格が存在しないと同様の効果を生ずるということ、会社の清算終了や合併による会社消滅の場合のように、制度上会社の法人格が不存在となるのとは異なるという点で、学説・判例が一致しており、この点につき一般的には問題はないとする。要するに博士としては、法人格否認の法理の実定法上の根拠や権利濫用禁止の規定の類推適用にあると解し、これに基づき、その適用の場合および効果につき一貫した趣旨で解決するのが理論的に正確であるとともに、実際の結果としても良好であると思うのであるとし、さらに、法人格否認法理再論において、わが国実定法上の根拠を民法一条三項の権利濫用禁止の類推適用に求むべきものとし、その結果として、この法理の適用要件としては法人格の濫用に限られるとし、また法人格濫用につき客観的濫用説をとるべきものとし、昭和四四年の最高裁判決は、法人格濫用の場合以外に形骸の場合を認めたが、それ以外の場合をも認めるか否かについては疑問があるとし、前記江頭論文の趣旨もその適用範囲の著しい縮小を主張するものであるとの評価をなし、次いで、同ように、適用範囲縮小説を説く森本教授の主張をとりあげ、その第一は、会社の社員としての有限責任の否定に関しない場合で、これに属するのは、意思表示理解との関係、契約の解釈との関係、単独社員の保険事故招致との関係、自己株式取得制限規定の子会社への拡張との関係であり、これらは、当該法規定または契約の解釈適用の問題で、法人格否認法理を用いる必要はないとする。その第二は、社員としての有限責任の否定を生ぜしめるもので、その例は、